



今月のテーマ
学校保健法改正について

TEL:0243-22-6688

予防接種専用の時間
毎週水曜日を除く午後1:30~2:00
今月は特別な予定は入っていません。

保健医療の進歩と生活環境の変化及び新しい感染症の発見などにより、これまでの伝染病予防法が実状にあわなくなってきたことを踏まえ、平成10年10月2日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)が制定され、平成11年4月1日から施行されました。これに伴い、学校における伝染病予防の見直しも当然行われ、学校保健法施行規則の一部が改正されましたので、今月はこの問題を取り上げてみました。

まず、学校保健法のもととなる感染症新法で対象とする感染症は表1に示すものです。一方学校で予防すべき伝染病では、「感染症新法の一類感染症と二類感染症」を第一種の伝染病(伝染病のうち飛沫感染するもの)として、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を上げる可能性が高いものを第二種の伝染病、二類感染症のうちで学校教育活動を通じて学校に広がる可能性のあるものを第三種の伝染病としました。具体的には、表2に示す疾患が対象となります。ここで気がつくのは、感染症新法では差別的な意味合いをもつという理由で伝染病という言葉が使われなくなったのに対して、学校保健法では、伝染病という言葉が残されました。その理由ですが、感染症にはペストやコレラのように人から人へ伝染する疾病(伝染性感染症)と破傷風の様に人から人へは伝染しない疾病(非伝染性感染症)があり、伝染病という概念は残っており、学校保健法では、この人から人へ伝染する疾患を伝染病とすると説明されています。

出席停止という問題が学校伝染病の場合には出てきますが、基本的な考え方については、次のように記載されています。学校においては感染症の中でも人から人に伝染する疾病、すなわち伝染病の流行を予防することが、教育の場・集団生活の場として望ましい学校環境を維持することともに、健康な状態を教育を受けることができるためにも極めて重要である。このため、学校保健法施行規則において学校において予防すべき伝染病の種類と出席停止の期間の基準等が定められている。

表1 感染症新法における感染症類型(対象となる感染症)
新感染症 都道府県知事が厚生大臣の技術的指導 助言を得て、個別に 応急対応する 感染症
一類感染症 エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、ペスト、マルブルグ病、ラッサ熱
二類感染症 急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス
三類感染症 腸管出血性大腸菌感染症
四類感染症 インフルエンザ、ウイルス性肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、生殖器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、マalaria、メシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、その他の感染症

表2 学校において予防すべき伝染病の種類
第一種 エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、ペスト、マルブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス
第二種 インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核
第三種 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病(溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アトランタ伝染性軟属腫(水いぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)など)



感染症の伝染を予防するために、感染者は、病原体を多量に排泄しており、他人に容易に感染させる状態の期間は集団の場に入ることを避ける必要がある。また、健康が回復するまで治療するなどの対策を講じる必要がある。出席停止の期間は、感染様式と疾患の特性を考慮して、それぞれの疾患について人から人へ伝染する程度に病原体が排泄されている期間を基準としている。このため、微量の病原体が咽頭等に存在しても、他人に感染するおそれがない程度であれば、出席停止の措置を講じる必要はない。集団の中で流行する場合は、飛沫感染によるものが多く、咽頭でウイルスが増殖している時期が出席停止を必要とする。一方で、糞便中に長期(一か月程度)にわたってエンテロウイルスなどが排泄される場合については、手洗いの励行などにより他人への伝染のおそれは低くなるので、出席は可能である。

なお、児童生徒等に対する出席停止の措置等において差別や偏見が生じることのないように、各学校においては十分に配慮する必要がある。このためにも児童生徒等が病気が治癒、予防についての正しい知識や態度を身に付けることが重要である。学校において予防すべき伝染病の解説から出席停止の期間については、第一種の伝染病では、治癒するまで、結核を除く第二種の伝染病では、それぞれの伝染病毎に定められた出席停止の期間となりますが、病状により学校医その他の医師が伝染のおそれがないと認めるときは、それにこだわらない。結核及び第三種の伝染病では、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまでとなっており、具体的な疾患名は表3の出席停止の期間は表3の様になっていますが、その他の感染症については、は

表3 登校停止の期間
第一種の伝染病 治癒するまで
第二種の伝染病
インフルエンザ 解熱した後2日を経過するまで。
百日咳 特有の咳が消失するまで。
麻疹 発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 耳下腺の腫脹が消失するまで。
風疹 後半生の発疹が消失するまで。
水痘(おたうそう) すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱 主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核 病状により伝染のおそれがないと認められるまで。
第三種の伝染病 医師により伝染のおそれがないと認められるまで。
その他の伝染病
溶連菌感染症 治療開始後24時間過ぎるまで。
ウイルス性肝炎:A型肝炎 肝機能が正常化するまで。
手足口病:口腔内の水疱潰瘍(+)) 急性期を過ぎるまで。
ヘルパンギーナ:口腔内の水疱潰瘍(+)) 急性期を過ぎるまで。
マイコプラズマ感染症 急性期の症状が軽快するまで。
流行性嘔吐下痢症:下痢・嘔吐の症状が軽快するまで。

きりとした規定がないために、時に混乱が見られることがあります。今回文部省では、(財)学校保健会に委嘱し、その他の感染症についても、出席停止の期間についての見解を示しましたが、それによると表3に示す以外の疾患では、伝染性紅斑は発疹が見られる時期には感染力はほとんど消失しているため、登校可としています。また、通常出席停止の措置は必要ないと考えられる伝染病の例として、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟属腫)、とびひ(伝染性膿痂疹)を上げています。今回具体的な疾患について、標準的な考え方が示されたことにより、同一地区において、診察を受けた医師により見解が違ってくるによる混乱は解決していくものと思われれます。指定期間の感染症もこじらすと大変な疾病ばかりですから、ご自身のためにも、また周りへの流行を防ぐためにも、早めに医師の診察を受け、その指示に従って下さい。

この情報紙のコピー及びバックナンバーをご希望の方は受付までどうぞ。